

○北海道警察における個人情報等の管理に関する訓令

北海道警察本部訓令第15号

令和5年3月28日

改正 令和6年3月15日警察本部訓令第9号

北海道警察における個人情報等の管理に関する訓令を次のように定める。

北海道警察における個人情報等の管理に関する訓令

北海道警察個人情報保護規程（平成18年北海道警察本部訓令第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、北海道警察が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「施行条例」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (4) 行政機関等匿名加工情報 法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (5) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (6) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報（法第73条第1項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。）、行政機関等匿名加工情報等（法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。）、匿名加工情報（法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。）及び個人関連情報をいう。
- (7) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (8) 公文書 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）第2条第2項に規定する公文書をいう。
- (9) 個人番号 番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (10) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (11) 個人番号関係事務 番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
- (12) 所属 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）の課（課に相当するものを含む。第6条第2項第1号及び第15条第7項において同じ。）、及び北海道警察学校（以下「警察学校」という。）の部及び課、方面本部の課（課に相当するものを含む。第6

条第2項第1号及び第15条第7項において同じ。)並びに警察署をいう。

(総括個人情報等管理者)

第3条 警察本部に、総括個人情報等管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。

(2) 保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報等管理者から報告を求めることができる。

(副総括個人情報等管理者)

第4条 警察本部に副総括個人情報等管理者を置き、総務部首席参事官をもって充てる。

2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。

(個人情報等管理者)

第5条 所属に、個人情報等管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。

2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) 当該所属の保有する保有個人情報の取扱いの制限等に関する指導及び教養に関すること。

(2) 法第75条に規定する個人情報ファイル簿及び施行条例第3条に規定する個人情報取扱事務登録簿の作成等に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報等管理主任者)

第6条 所属に、個人情報等管理主任者を必要数置く。

2 個人情報等管理主任者には、次の各号の所属の区分に応じ当該各号に定める職にある者の中から、個人情報等管理者が指定するものをもって充てる。

(1) 警察本部の課、警察学校の部及び課並びに方面本部の課 課長補佐(これに相当する者を含む。)

(2) 警察署 課長

3 個人情報等管理主任者は、個人情報等管理者の命を受け、この訓令による当該所属の保有個人情報等の管理に関する事務を統括する。

(個人情報等管理担当者)

第7条 所属に、個人情報等管理担当者を必要数置く。

2 個人情報等管理担当者には、係長又は主任(係長又は主任に相当する者を含む。)の職にある者の中から、個人情報等管理者が指定するものをもって充てる。

3 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理主任者の命を受け、この訓令による当該所属の保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。

(個人情報等管理主任者等指定簿)

第7条の2 個人情報等管理者は、第6条第2項又は前条第2項の規定による指定(次項において単に「指定」という。)をしたときは、個人情報等管理主任者等指定簿(別記様式)により、その経過を明らかにしておくものとする。

2 個人情報等管理主任者等指定簿は、毎年4月並びに変更及び追加の指定の都度作成するものとする。

(北海道警察個人情報等管理委員会)

第8条 保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するため、警察本部に、北海道警察個人情報等管理委員会（第3項において「委員会」という。）を置く。

2 委員長は、総括個人情報等管理者をもって充てる。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

（職員の責務）

第9条 職員は、法、番号利用法及び施行条例の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、副総括個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等管理主任者の指示に従い、保有個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

2 職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（利用及び提供の制限）

第10条 個人情報等管理者は、職員がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことがないように、教育の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

（提供先に対する措置要求）

第11条 個人情報等管理者は、利用目的のため又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

(3) 提供先の利用目的及び保有個人情報の秘匿性等を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、別の文字、番号、記号その他の符号に置き換える等の措置を講ずること。

2 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、次の措置を講ずるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人関連情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

（正確性の確保）

第12条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的を達成するために必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当該保有個人情報を訂正、追加又は削除するよう努めるものとする。

（廃棄及び削除）

第13条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録された公文書を廃棄するときは、北海道警察文書管理規程（平成27年北海道警察本部訓令第6号）第56条第4項に規定する方法により、漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等を保有する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

（特定個人情報の取扱い）

第14条 個人情報等管理者は、当該所属の職員のうちから特定個人情報を取り扱う者（次項及び第3項において「特定個人情報取扱者」という。）を指定するものとする。

2 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務を行うために職員又はその扶養親族その他の者に対し個人番号の提供を求めるときは、あらかじめ、当該個人番号の利用目的を明示するものとする。

3 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

4 個人情報等管理者は、第1項の規定による指定をしたときは、個人情報等管理主任者等指定簿により、その経過を明らかにしておくものとする。

（漏えい等事故発生時の措置）

第15条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態（次項から第5項までにおいて「漏えい等事故」という。）が生じたときは、直ちにその旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

2 個人情報等管理者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、漏えい等事故が生じた旨を総括個人情報等管理者及び当該漏えい等事故に関係する警察本部の部長（警察学校の部及び課における漏えい等事故にあつては、警察学校長。次項から第6項までにおいて「関係部長」という。）に報告するとともに、当該漏えい等事故の原因を調査するものとする。

3 個人情報等管理者は、漏えい等事故が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者及び関係部長に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

4 個人情報等管理者は、漏えい等事故が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者及び関係部長に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずるものとする。

5 前2項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、漏えい等事故の発生又は再発の防止に資するため、第2項の規定による調査結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講ずるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報等管理者及び関係部長に報告するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、法第113条（法第116条第2項において準用する場合を含む。）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下この項において「契約締結者」という。）から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生ずるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者及び関係部長に報告するものとする。この場合において、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のための措置を講じたときは、当該措置の内容を確認し、その旨を総括個人情報等管理者及び関係部長に報告するものとする。

7 第2項から前項までの規定による関係部長への報告（警察学校長への報告を除く。）は、当該漏えい等事故に関係する警察本部の課の長を（札幌方面以外の方面の所属にあつては、当該方面本部の課の長を）経由してするものとする。

（補則）

第16条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等及び特定個人情報の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

